



取手市

幼児教育・保育無償化 ハンドブック

取手市健康づくりキャラクター
とりかめくん



認可保育施設の無償化対象施設一覧

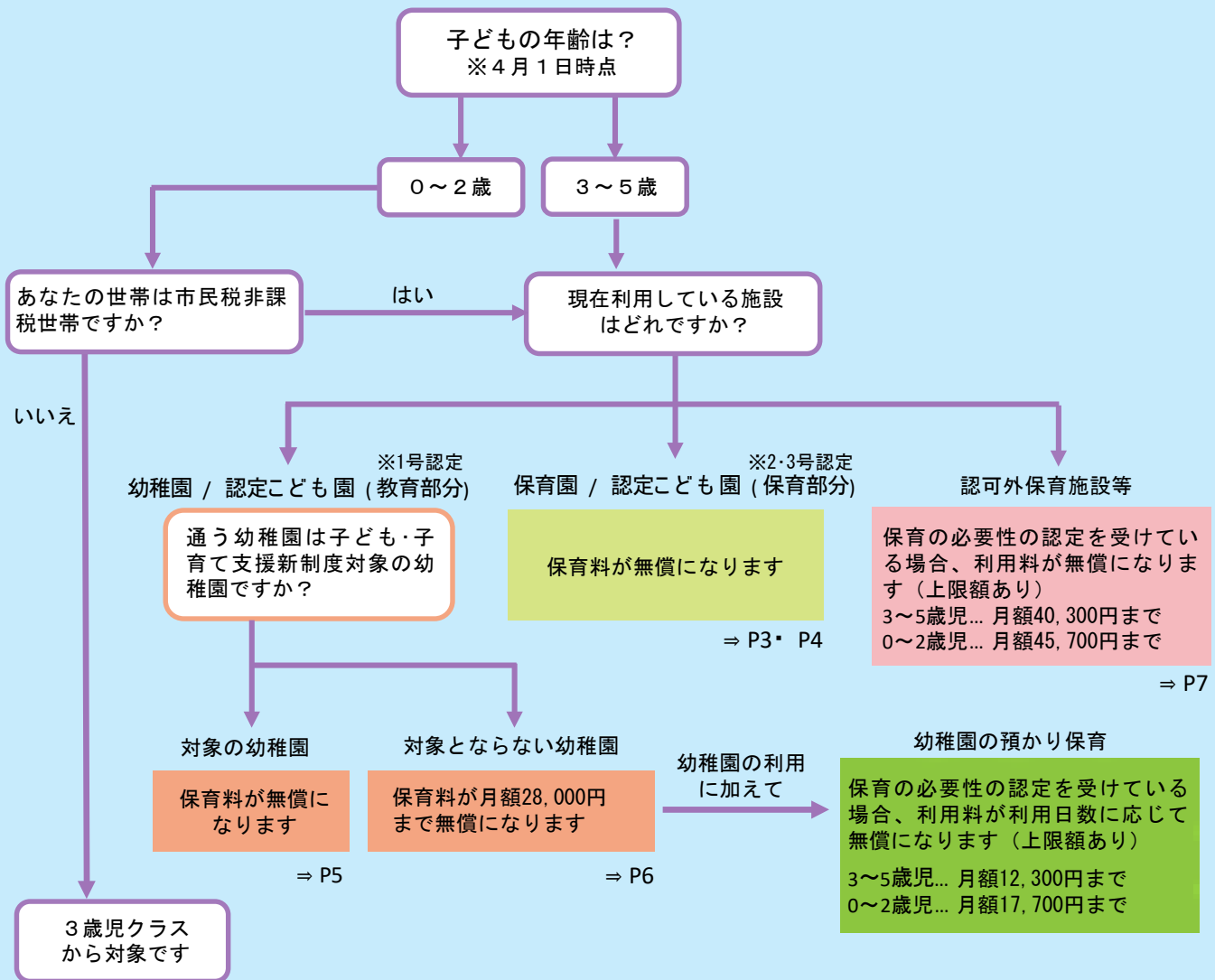
区分	施設名	無償化対象の 預かり保育	参照ページ
公立保育所	永山保育所		P 3
	井野なないろ 保育所		
	白山保育所		
	久賀保育所		
私立保育園	取手保育園		P 4
	ふたば保育園		
	育英保育園		
	たちばな保育園		
	共生保育園		
	稲保育園		
	戸頭東保育園		
	藤代駅前ナーサリースクール		
	藤代中央保育園		
	取手駅前みつぼし保育園		
	取手市医師会どんぐり保育園		
認定こども園	認定こども園 たかさごスクール取手	○	保育部分⇒P 4 ※ 2・3号認定 教育部分⇒P 5 ※ 1号認定
	認定こども園 取手ふたば文化	○	
	認定こども園 めぐみ幼稚園	○	
	認定こども園 みどりが丘幼稚園	○	
	認定こども園 戸頭さくらの森	○	
	認定こども園 取手幼稚園	○	
	つつみ幼稚園	○	
	光風台幼稚園	○	
	白山幼稚園	○	
	あづま幼稚園	○	
幼稚園	チューリップ幼稚園	○	P 5
	チューリップ第二幼稚園	○	
	藤代幼稚園※	○	

※ 預かり保育時間が平日8時間以上かつ年間開所日数が200日以上基準に満たない施設

(認可外保育施設等の無償化対象施設一覧はP8をご覧ください)



うちの子は無償化になるの？



ご注意ください

- ▶ 就学前の児童の発達支援も、3歳児から5歳児までの利用料が無償になります。
- ▶ 通園送迎費、給食費（ご飯・パンなどの主食費、おかず・おやつなどの副食費）、行事費等の実費負担分は、保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもや第3子以降の子どもは副食費が無償になります。
- ▶ 0～2歳児の保育料は、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、保育所等を利用する子どもを年齢の高い子から順に第1子としてカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料となります。年収360万円未満相当世帯は、第1子の年齢は問いません。

■ 給付方法の用語解説

現物給付

保育施設等を利用する人が、費用の支払いをせずに受けた保育サービスに対し、各施設が市から無償化対象分の費用の支払いを受ける方法。

しょうかん

償還払い

保育施設等を利用する人が、費用を支払うことで受けた保育サービスに対し、その費用を市に請求し、利用者が市から無償化対象分の費用を還付して貰う方法。
取手市では、年3回に分けて償還払いを行います。

- | | | |
|-------------|----------|-----------|
| ▶ 4月～7月利用分 | 請求時期：8月 | 振込予定日：9月末 |
| ▶ 8月～11月利用分 | 請求時期：12月 | 振込予定日：1月末 |
| ▶ 12月～3月利用分 | 請求時期：4月 | 振込予定日：5月末 |

公立保育所利用者

※一時預かりをご利用の方はP 7へ



1 保育料

ご飯・パンなどの主食費、おかず・おやつなどの副食費、教材料費、行事費等の実費負担分のほか、**延長保育料は無償化対象外です**

クラス年齢	保育料
3～5歳児	一律無償化
0～2歳児	市民税非課税世帯のみ無償化

※3～5歳児の給食費は、月額5,200円（主食費700円、副食費4,500円）を市に支払います。

※0～2歳児の給食費は、保育料の一部としてご負担いただきます。

2 3～5歳児の副食費（おかず、おやつ等）

給食費は市に支払います。例外として、次のいずれかに該当する場合には、給食費のうち副食費分が無償になります。

- ▶ 年収360万円未満相当世帯の子ども
- ▶ 年収にかかわらず、第3子以降の子ども※

※小学校就学前までの範囲で、保育所などを利用する子どもを年齢の高い子から順に第1子としてカウントします

3 給付方法

保育料および免除対象者の副食費は現物給付となるため、無償化対象の場合は保育所・市に支払う必要はありません。**無償化に際し必要な手続きはありません。**

4 その他無償化対象事業との併用

- ▶ 無償化対象になる事業 就学前の児童発達支援事業
- ▶ 無償化対象にならない事業 認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、
病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

私立保育園・認定こども園（保育部分）利用者

※一時預かりをご利用の方はP 7へ

1 保育料

ご飯・パンなどの主食費、おかず・おやつなどの副食費、教材料費、行事費等の実費負担分のほか、**延長保育料は無償化対象外です**

クラス年齢	保育料
3～5歳児	一律無償化
0～2歳児	市民税非課税世帯のみ無償化

※3～5歳児の給食費は、園が定めた金額を、園に支払います。

※0～2歳児の給食費は、保育料の一部としてご負担いただきます。



2 3～5歳児の副食費（おかず、おやつ等）

給食費は、園が定めた金額を園に支払います。例外として、次のいずれかに該当する場合には、給食費のうち副食費分が無償になります。

- ▶ 年収360万円未満相当世帯の子ども
- ▶ 年収にかかわらず、第3子以降の子ども※

※小学校就学前までの範囲で、保育所などを利用する子どもを年齢の高い子から順に第1子としてカウントします

3 給付方法

保育料および免除対象者の副食費は現物給付となるため、無償化対象の場合には保育園・市に支払う必要はありません。**無償化に際し必要な手続きはありません。**

4 その他無償化対象事業との併用

- ▶ 無償化対象になる事業 就学前の児童発達支援事業
- ▶ 無償化対象にならない事業 認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

幼稚園・認定こども園（教育部分）利用者

1 保育料

ご飯・パンなどの主食費、おかず・おやつなどの副食費、通園送迎費、行事費等の実費負担分は、無償化対象外です

クラス年齢	保育料
3～5歳児 (満3歳児含む)	一律無償化

2 預かり保育利用料

次の要件を満たす場合、預かり保育利用料は無償化となります。**利用開始日まで**に、市に認定の申請が必要です。**(申請日より前に遡って無償化対象となることはできません)**

※4月1日現在の年齢が2歳の場合は、**市民税非課税世帯**に限ります。

- ▶ 月64時間以上かつ月12日以上を就労の方
- ▶ 求職活動している方（認定期間90日）
- ▶ 妊娠中か出産後まもない方（認定期間は出産予定月を含む最長3か月間）
- ▶ 災害復旧にあたっている方
- ▶ 病気、障害により保育にあたるのが困難な方
- ▶ 月64時間以上かつ月16日以上を就学もしくは同居親族を介護・看護している方

＜無償化の上限額＞

- ▶ 利用日数に依り、1日490円を上限に無償化(490円×利用日数)
- ▶ 月額上限額は4月1日時点の年齢が3～5歳児の場合は月額12,300円、2歳児の場合は17,700円

※預かり保育利用料は園によって異なります。無償化上限額を超える金額は自己負担となります。おやつ代、通園送迎費、行事費等の実費負担分は無償化の対象外です

3 副食費（おかず、おやつ等）

給食費は、園が定めた金額を園に支払います。例外として、次のいずれかに該当する場合には、給食費のうち副食費が無償化になります。

- ▶ 年収360万円未満相当世帯の子ども
- ▶ 年収にかかわらず、第3子以降の子ども※

※小学校3年生修了前までの範囲で、小学校・幼稚園などを利用する子どもを年齢の高い子から順に第1子として、カウントします

4 給付方法

- ▶ 保育料および免除対象者の副食費は現物給付となるため、園に支払う必要はありません。
- ▶ 預かり保育利用料は償還払いとなるため、利用料を幼稚園に支払う必要があります。請求の時期に幼稚園を通じて市に請求書を提出していただいた後、市から利用者の方に無償化対象額をお支払いします。**無償化に際し保育が必要な認定申請が必要です。**

5 その他無償化対象事業との併用

- ▶ 無償化対象になる事業

就学前の児童発達支援事業
※預かり保育時間が平日8時間以上かつ年間開所日数が200日以上基準に満たない施設を利用している方は、下記の事業も無償化対象になります
- ▶ 無償化対象にならない事業

認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業



私学助成幼稚園利用者(新制未移行幼稚園)

1 保育料

ご飯・パンなどの主食費、おかず・おやつなどの副食費、通園送迎費、行事費等の実費負担分は、無償化対象外です

クラス年齢	保育料
3～5歳児 (満3歳児含む)	月額28,000円を上限に無償化



2 預かり保育利用料

次の要件を満たす場合、預かり保育利用料は無償化となります。**利用開始日まで**に、市に認定の申請が必要です。**(申請日より前に遡って無償化対象となることはできません)**

※4月1日現在の年齢が2歳の場合は、**市民税非課税世帯**に限ります。

- ▶ 月64時間以上かつ月12日以上を就労の方
- ▶ 求職活動している方(認定期間90日)
- ▶ 妊娠中か出産後まもない方(認定期間は出産予定月を含む最長3か月間)
- ▶ 災害復旧にあたっている方
- ▶ 病気、障害により保育にあたるのが困難な方
- ▶ 月64時間以上かつ月16日以上を就学もしくは同居親族を介護・看護している方

＜無償化の上限額＞

- ▶ 利用日数に依り、1日490円を上限に無償化(490円×利用日数)
- ▶ 月額上限額は4月1日時点の年齢が3～5歳児の場合は月額12,300円、2歳児の場合は17,700円

※預かり保育利用料は園によって異なります。無償化上限額を超える金額は自己負担となります。おやつ代、通園送迎費、行事費等の実費負担分は無償化の対象外です

3 副食費(おかず、おやつ等)

給食費は、園が定めた金額を園に支払います。例外として、次のいずれかに該当する場合には、給食費のうち副食費が無償化になります。

- ▶ 年収360万円未満相当世帯の子ども
- ▶ 年収にかかわらず、第3子以降の子ども※

※小学校3年生修了前までの範囲で、小学校・幼稚園などを利用する子どもを年齢の高い子から順に第1子として、カウントします

4 給付方法

保育料および免除対象者の副食費、無償化対象の預かり保育利用料は償還払いとなるため、園に支払う必要があります。請求時期に幼稚園を通じて市に請求書を提出した後、市から利用者の方に無償化対象額をお支払いします。**利用開始日まで**に、市に認定の申請が必要です。**(申請日より前に遡って無償化対象となることはできません)**

5 その他無償化対象事業との併用

- ▶ 無償化対象になる事業

就学前の児童発達支援事業

※預かり保育時間が平日8時間以上かつ年間開所日数が200日以上基準に満たない施設を利用している方は、下記の事業も無償化の対象になります

- ▶ 無償化対象にならない事業

認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業



認可外保育施設等利用者

※認可保育施設における一時預かり事業はこちら

1 利用料

利用料のうち、給食費、通園送迎費、行事費等の実費負担分は無償化の対象外です

クラス年齢	利用料
3～5歳児	保育が必要な認定があれば月額40,300円を上限に無償化
0～2歳児	保育が必要な認定かつ市民税非課税世帯に限り月額45,700円を上限に無償化

2 認可外保育施設等とは

都道府県等に届出した認可外保育施設や、ベビーシッター、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業（送迎のみの利用は除く）です。

認可外保育施設等は、月額上限の範囲内であれば複数併用も無償化の対象になります。

3 保育が必要な認定とは

次の要件を満たす場合、保育が必要な認定を受けることができます。**利用開始日まで**に、市に認定の申請が必要です。**（申請日より前に遡って無償化対象となることはできません）**

※公立保育所・私立保育園・認定こども園（保育部分）を利用申請中の方で、すでに保育が必要な認定を受けた子どもは申請不要です。

- ▶ 月64時間以上かつ月12日以上を就労の方
- ▶ 求職活動している方（認定期間90日）
- ▶ 妊娠中であるか出産後間もない方（認定期間は出産予定月を含む最長3か月間）
- ▶ 災害復旧にあたっている方
- ▶ 病気、障害により保育にあたるのが困難な方
- ▶ 月64時間以上かつ月16日以上を就学もしくは同居親族を介護・看護している方

4 給付方法

利用料は償還払いとなるため、施設に支払う必要があります。請求時期に市へ請求書を提出した後、市から利用者の方に無償化対象額をお支払いします。無償化に際し、**「保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書」を提出※**してください。

※すでに保育が必要な認定を受けた子どもは申請不要です。

5 その他無償化対象事業との併用

- ▶ 無償化対象になる事業
（市町村が確認・公示した事業に限る）

就学前の児童発達支援事業、認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、預かり保育時間が平日8時間以上かつ年間開所日数が200日以上の基準に満たない認可保育施設

- ▶ 無償化対象にならない事業

預かり保育時間が平日8時間以上かつ年間開所日数が200日以上の基準を満たす認可保育施設（公立保育所、私立保育園、認定こども園、幼稚園）等を利用している方は、認可外保育施設等は無償化の対象外

認可外保育施設等の無償化対象施設一覧

※令和8年4月現在

区分	施設名	参照ページ
認可外保育所	とねっこ保育園	P7
	コロポックルこどもの家保育園	
	エンゼルクラブ	
	どんぐり保育園	
	JAとりで総合医療センター附属保育所	
	宗仁会病院 院内託児所	
	古河ヤクルト販売株式会社 取手井野センター託児室	
一時預かり事業	永山保育所	
	井野なないろ保育所	
	白山保育所	
	久賀保育所	
	たちばな保育園	
	稲保育園	
	藤代駅前ナーサリースクール	
	取手駅前みつぼし保育園	
	たかさごスクール取手	
	どんぐり保育園	
病児・病後児保育	どんぐり保育園	
	稲保育園 ※病後児のみ	
その他	事業所内保育施設等	

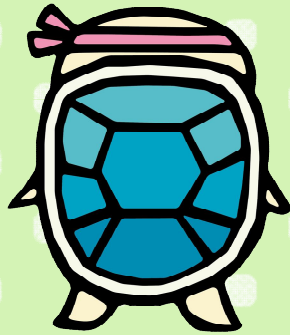
(認可保育施設の対象施設一覧はP1をご覧ください)

<問い合わせ先>

取手市役所 ☎ 0297-74-2141 (代表番号)

- 教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）に関すること
⇒ 保育課（内線 1721・1723）
- 就学前の児童発達支援事業に関すること
⇒ 障害福祉課（内線 1333）





R08.10.ver (R08.10.01 作成)
取手市